

介護保険住宅改修における実地調査について

1 目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者の心身の状況に合った適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされています。

介護給付適正化事業は、介護保険法第115条の4第3号1号において、地域支援事業に位置付けられ、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」が主要3事業とされ、「住宅改修等の点検」については、「ケアプラン点検」に含まれる形で整理されました。

平成30年度からは、「保険者機能強化推進交付金」の介護保険運営の安定化に資する施策の推進の項目に、介護給付の適正化があり、住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みの設置の有無が、評価項目に定められました。

本市においては、令和6年度からリハビリテーション専門職と連携し、「住宅改修等の点検」において、必要に応じて申請者の居宅を訪問し、実地調査を行うことにより、「住宅改修」の適正化をさらに推進することになりました。

2 調査内容

住宅改修の対象となる改修工事について、申請内容等に関する調査、住宅改修の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

3 調査の流れ

(1) 事前申請書類の受理

(2) 書類確認

福島市介護保険課担当者が事前申請書類を確認する中で、疑問がある場合は、担当介護支援専門員に確認を行います。

(3) 日程調整

現地確認が必要な場合、福島市介護保険課より担当介護支援専門員に利用者及び施工業者との日程調整を依頼します。

リハビリテーション専門職については、福島市から派遣を依頼します。

(4) 実地調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、改修内容が適正化調査し、必要に応じて助言・指導等を実施します。

(5) 申請書類の修正

担当介護支援専門員は、指示を受けた書類の追加・修正を行います。

(6) 住宅改修事前申請承認通知の送付

4 対象の選定方法

平成29年7月7日老介初0707第1号【介護給付適正化の計画策定に関する指針について】の中で、「住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等を特に留意すること。」とされていることから、福島市においても、上記指針を踏まえて実地調査が必要と判断した事案を対象とします。

5 事業者に対する質問・検査等

介護保険法第45条第8項の規定により、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされていますので、福島市から実地調査が必要と判断された事案については、速やかに対応してください。

6 調査の時期

調査の時期については、事前申請後（工事前）を基本としますが、住宅改修が完了後、確認が必要と判断した場合は、その改修内容、金額等についても、評価の対象とします。

7 実地調査に要する期間

事前申請書類が提出されてから、書類審査で実地調査を行うケースと判断し、実地調査に入り、審査結果を通知するまでの期間は約1か月程度です。（実地調査を行う場合は、書類のみでは審査を行うことができないケース等も含まれるため、書類の再提出等を含め、約1か月程度を見込んでいますが、ケースによって所要期間は変動します。）